

流山市開発事業の許可基準等に関する条例の一部を改正する条例(案)に係るパブリックコメント実施要領

1 件名

流山市開発事業の許可基準等に関する条例（以下「開発条例」という。）の一部を改正する条例(案)についての意見等募集

2 目的

この要領は、開発条例の一部を改正するに当たり、広くその素案を公表し、市民等の意見を聞くことによって、開発条例作成に市民等の参画の機会を保障するとともに、意思決定過程における公正の確保と透明性の向上を図ることを目的としています。

3 開発条例改正の概要

(1) 開発条例改正の背景

- ① 東日本大震災（平成23年3月11日）の教訓を踏まえ、安心・安全なまちづくりが強く求められています。

（平成24年8月22日流山市地域防災計画の見直し）

- ② 良質なまちづくりへの市民の期待が高まっています。

（平成24年3月30日流山市街づくり条例の制定）

- ③ 自然エネルギーの積極的な活用による地球環境への負荷の低減が求められています。

（平成22年3月流山市地球温暖化対策実行計画の推進）

- ④ 開発条例制定後において、施行あるいは変更された関連計画や法令との整合及び事務の円滑な推進が必要です。

（平成24年6月29日景観条例の改正及び景観計画の変更など）

(2) 開発条例改正の目的

これら急激な社会情勢や環境の変化及び新たな施策の展開を踏まえ、「住環境の保全及び向上を図るとともに、安全で快適な都市環境の形成に寄与する。」（開発条例第1条）ために必要な見直しを実施するものです。

4 開発条例の改正内容

- (1) 流山市開発事業の許可基準等に関する条例新旧対照表
別紙のとおり
- (2) 「流山市開発事業の許可基準等に関する条例施行規則」及び「流山市開発事業整備基準」への委任事項
別紙のとおり
- (3) 開発条例（案）等一覧表《参考資料》
別紙のとおり

5 意見等が提出できる者

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する者
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者
- (5) パブリックコメント手続きに係る事案に利害関係を有する者

6 意見等募集期間

平成24年11月21日（水）～平成24年12月20日（木）【必着】

7 公表の方法等

- (1) 閲覧場所
 - ア 市役所第2庁舎2階宅地課
 - イ 市役所第1庁舎2階情報公開コーナー
 - ウ 市内各出張所及び各公民館
 - エ 生涯学習センター（市民活動推進センター）
- (2) 流山市ホームページ

8 御意見等の提出方法

自由様式又は別紙様式に名称、住所、氏名、電話番号を明記の上、郵便、FAX、電子メールによる提出、または担当課へ直接持参ください。お寄せ頂きました御意見は、これに対する流山市の考え方とと

もに、整理した上で公表いたします。なお、個別回答はいたしません。

9 その他

- (1) パブリックコメントに対して寄せられた御意見等は、住所・氏名を除き、そのままの形で公表することがありますので、個人が特定される内容は御意見本文中に記載しないで下さい。
- (2) 電話・口頭での御意見等は、パブリックコメントとして取扱いできません。

10 問い合わせ及び提出先

〒270-0192 流山市平和台1-1-1

流山市都市計画部宅地課（市役所第2庁舎2階）

TEL 04-7150-6089

FAX 04-7159-0954

電子メール takuchi@city.nagareyama.chiba.jp